



さくら通信 12月号

2024年12月
No.240

発行
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株式会社さくらビジネスサービス
労働保険事務組合・徳島県労務能率協会

今年もありがとうございました



今年もあと1か月を切りました。昨年末のさくら通信では、「来年は瘦せる」という目標を掲げておりましたが、結果は全くでませんでした。(むしろちょっと増えたような・・・)少々残念な結果でしたが、来年こそは!と気を引き締めていきたいと思います。

来年も、皆様にとって良い1年となりますことをお祈り申し上げます。今年もありがとうございました。

(孝志洋)



(2) 給与所得者の保険料控除申告書

生命保険は、“一般用(旧・新)”と“個人年金用(旧・新)”と“介護医療保険用”に分かれています。別々に控除額が計算されますので、注意してください。

<添付書類>※すべて**本人が支払ったもののみ該当**

- (ア) 生命保険・介護医療保険・損害保険(長期)・地震保険の控除証明書
(イ) 国民年金の控除証明書
(ウ) 国民健康保険料の金額(本年中に支払った金額)
(エ) 小規模企業共済等の控除証明書

(ア)(イ)(ウ)は**本人が支払った家族分も控除できます。**
※扶養の有無を問いません

(3) 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

● 基礎控除申告書

所得者の合計所得金額が2,500万円以下である場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から48万円を限度として控除するものです。また、**この申告書を提出しなければ基礎控除を受けることができませんのでご注意ください。**

● 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

○ 配偶者控除等申告書

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには(1)扶養控除等申告書の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、この申告書を給与支払者に提出する必要があります。

所得者本人の合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできません。

配偶者特別控除の対象となる配偶者は、年間の合計所得金額が48万円超133万円以下でなければなりません。

○ 定額減税申告書

所得者本人の本年中の合計所得金額の見積額が1,805万円以下で、かつ、同一生計配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下である場合は、配偶者に係る定額減税を受けることができますので「配偶者定額減税対象」欄に記入漏れのないようにしてください。

● 所得金額調整控除申告書

今年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、①の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合に、②の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。

① 適用対象者

- (イ) 本人が特別障害者に該当する者
(ロ) 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
(ハ) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

② 所得金額調整控除額

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円}×10% = 控除額(1円未満端数切上)

裏面へつづく ▶

★特に注意の必要な方((1)(2)(3)以外に必要な書類等)

- (ア) 今年入社の方 → 前職の会社から発行される本年分の源泉徴収票
(イ) 住宅借入金等特別控除がある方(2年目以降) → ● 年末借入金残高証明書(銀行等)
● 住宅借入金等特別控除申告書(税務署より送付分)

～令和6年分年末調整変更点～

令和6年分所得税について、定額減税が実施されています。

それに伴い、年末調整の際に年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行うため、前述(3)の「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に定額減税に関する記載事項が追加されています。定額減税の対象となる場合はこの申告書で年調減税の申告をします。

紙面の都合上、詳細な説明は割愛させていただきますが、下記に11月18日に開催いたしました弊社主催の定額減税説明会の資料を弊社ホームページに掲載させていただきますのでご覧ください。

URL : <http://www.skr39.co.jp/>



(薩摩)

ご質問等ございましたら、
弊社にお尋ね下さい。

資産税係 相続財産の名義変更手続① －不動産の名義変更－



不動産(土地や建物)の名義人が亡くなり、その不動産を相続する場合には、不動産の名義変更が必要です。相続による名義変更とは正確に言うと、不動産の所有権を、被相続人から相続人へと移転する登記手続きのことです。(相続登記とも言います。)令和6年4月より相続登記が義務化されましたので、遺産分割が決まったらすみやかに、名義変更の手続きをしましょう。

手続きは法務局で行います。通常の名義変更(所有権移転登記)は、所有権を渡す人と所有権を受け取るとの共同で申請するのが原則ですが、相続の場合は、所有権を渡す人(被相続人)は亡くなっていますので、所有権を受け取る人(相続人)が自ら名義変更手続きを行います。また、相続人が複数人いる場合は、代表相続人が手続きをします。なお、司法書士に依頼することもできます。

例えば、不動産や土地の名義変更に必要な書類は以下のとおりです。(事例によって多少異なります。)

- (1) 被相続人の生まれた時から亡くなる時までの戸籍謄本
(または除籍謄本)
(2) 相続人の戸籍謄本
(相続人が複数人いる場合は全ての相続人)
(3) 相続人の住民票
(相続の形式によって住民票が必要な相続人が異なります)

- (4) 対象不動産の登記事項証明書(かつての登記簿謄本)
(5) 登記申請書(相続)
(6) 固定資産評価証明書(登録免許税の計算のため)
(7) 遺言書、遺産分割協議書と相続人全員の印鑑証明書
(8) 司法書士に委任する場合は委任状など

なお、平成29年から、法定相続情報証明制度により、法定相続情報一覧図の写し(法務局交付)があれば、(1)と(2)の戸籍謄本等の提出が不要になりました。

(坂田)

社会保険 育児休業給付金の期間延長申請手続きの厳格化(2025年4月～)

保育所の入所申し込みについては、育児休業を延長する目的で競争率の高いところに申し込む「落選ねらい」など入所意思のない申し込みが問題視され、対応が求められていました。そこで2025年4月からは育児休業給付金の支給期間延長申請手続きも見直されることとなりました。改正のポイントは以下のとおりです。

これまで

保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました

2025年4月から

これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであるとハローワークに認められることが必要になります

この改正にともない、2025年4月からの育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は

- (1) 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
(2) 市区町村に保育所等の利用申し込みを行なったときの申込書の写し
(3) 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知

の3つが必要となります。2025年4月1日以後に育児休業に係る子が1歳に達する場合または1歳6ヶ月に達する場合に適用されますので、該当する育児休業取得者に案内しておくとよいでしょう。





前回の記事で、将来キャッシュ・フローとは、事業に直接的・間接的に関連するキャッシュである営業キャッシュ・フローと資産を処分する場面で発生する資産の売却収入や処分費用の合計であることをお伝えしました。

営業キャッシュ・フローについては、①営業キャッシュ・フローの見積期間と②営業キャッシュ・フローの見積もり方の2点が重要な要素です。一方、③資産を処分する場面で発生するキャッシュ・フローについては、事業用資産では、通常、時価がないという点が実務上問題となります。

まずは①営業キャッシュ・フローの見積期間についてですが、見積期間として、経済的残存使用年数を使用します。

経済的残存使用年数とは、資産の寿命だけではなく、例えば、より性能のよい資産が登場したため、使えるけれど、使わない場合も含め、資産が後どれくらい使えるか見込んだ期間のことといいます。

しかし、社内の多くの資産について、経済的残存使用年数を見積もるのは、大きな事務負担がかかります。実務上は、減価償却に使用している残存耐用年数を用いている会社が多いようです。(20年の上限があります。)

次に②営業キャッシュ・フローの見積もり方ですが、営業キャッシュ・フローは、営業利益に減価償却費を加算して求めます。減価償却費は、費用になりますが、キャッシュが出ていくわけではありません。そこで、営業利益に減価償却費を加えたものが、営業キャッシュ・フローになるのです。また営業キャッシュ・フローの見積もりは、3～5年程度の中期計画等をベースにします。



最後に③資産を処分する場面で発生するキャッシュ・フローについてですが、資産処分時のキャッシュ・フローは、「今」ではなく、「将来、いらなくなつた時点」であるため、不確実性を伴います。

このため、見積もりが困難であれば、「将来」ではなく、「現在」の正味売却価額(売却収入と売却支出の純額)を使用してもよいとされています。

また有形固定資産や無形固定資産の場合には、金融資産と異なり、通常、時価がありません。このため、処分収入を見積もることが難しく、実務上、大きな負担がかかります。

そこで、簡便的な取扱いが認められており、不動産については、路線価や相続税評価額等、不動産以外については、税法の残存価額(残存価額が重要性が乏しい場合)等を用いることができるとしています。



(孝志茜)

12月の社会保険労務

- 1月 6日
- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届

※社労士の日(12月2日)



12月の税務

- 12月 10日
- 1. 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(6月～11月分)の納付
- 本年最後の給与の支払を受ける日の前日
- 2. 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納稅地の所轄税務署長
- 本年最後の給与の支払をするとき
- 3. 給与所得の年末調整
- 翌年 1月 6日
- 4. 10月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

5. 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
7. 4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
8. 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
9. 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
- 12月中において市町村の条例で定める日
10. 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付

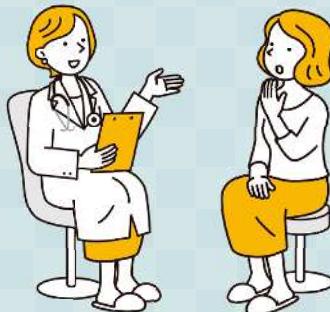


医療係 医師の紹介手数料は平均 98.4 万円

厚生労働省の集計によると、医療機関や介護施設などの求人者が職員を採用するため職業紹介事業者に支払う 2022 年度の平均手数料が、医師では 1 件当たり 98.4 万円に上がりました。

看護師や准看護師は 63 万円、施設介護や訪問介護の職員では 54.6 万円でした。

厚労省は、職業紹介事業者を選ぶ際に今回の集計結果を参考にするよう医療機関や介護施設・事業所に呼びかけています。



1 件当たりの職種別の手数料額を全国 10 ブロックごとに見ると、医師で最も大きいのは「四国」の 119.5 万円。「南関東」(115.2 万円) や「中国」(107.2 万円) も高い結果となりました。一方、手数料額が最も小さかったのは「近畿」(62.6 万円) で、ほかは「北陸」(74.5 万円) や「北関東・甲信」(75.4 万円) などでした。「四国」と「近畿」とでは平均手数料に 1.9 倍の格差があります。

看護師・准看護師では、最大が「北陸」の 74.1 万円で、「東海」(70.6 万円)、「南関東」(70.2 万円) などが続きました。これに対して、「北海道」(33.8 万円) や「北関東・甲信」(43.7 万円)、「四国」(51.2 万円) などは手数料額が小さくなっています。



(大下)

リスマネ委員会 法人保険の経理処理：定期保険②

前月号で定期保険の支払い時の経理処理方法を掲載しましたが、今月号は死亡保険金受取時や解約返戻金受取時の経理処理方法を掲載していきたいと思います。

定期保険の場合、保険金や解約返戻金を受け取ると、それまで資産計上した前払保険料(あれば配当積も含む)を取り崩します。そして、

資産計上した前払保険料 < 死亡保険金 or 解約返戻金 → 差額を雑収入として益金算入
資産計上した前払保険料 > 死亡保険金 or 解約返戻金 → 差額を雑損失として損金算入

として処理をします。



定期保険 死亡保険金・解約返戻金受取時の仕訳

(例) 法人が死亡保険金 1,000 万円を受け取った場合

死亡保険金：1,000 万円

資産計上した前払保険料累計：600 万円

借 方	貸 方
現金・預金	10,000,000円

(例) 法人が解約返戻金 600 万円を受け取った場合

解約返戻金：600 万円

資産計上した前払保険料累計：750 万円

借 方	貸 方
現金・預金 雑損失	6,000,000円 1,500,000円

※ 契約者：法人、被保険者：社長・役員・従業員、保険受取人：法人とした場合

(さくらビジネス)



恥はかき捨て⑯ 家事が苦手!

18 歳で大阪に出て、28 歳まで一人暮らし。器用なたちは無いが、掃除、洗濯、味噌汁、カレーくらいは自分でこなせた。その後結婚して 49 年。家事には一切タッチしていない。その結果、掃除機の使い方、洗濯機の使い方、お風呂の沸かし方、炊飯器の使い方、レンジの使い方、すべてがわからない。覚えるのも面倒くさい。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には
万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて
損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷
するものではありません。

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町 2 番 5 号
ホームページ：<http://www.skr39.co.jp/>
Eメール：kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL：088-625-2556
FAX：088-654-1181